

広島県告示第九百八十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定によつて、広島県内水面漁場計画を次のとおり定め、同法第六十七条第二項において準用する第六十四条第六項の規定によつて、免許予定日等を定めた。

令和五年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権に関する事項

別冊のとおり

二 免許予定日

令和六年一月一日

三 申請期間

令和五年九月十一日から令和五年十一月十日まで